

# 学校歯科口腔保健推進事業委託業務仕様書

## 1 件名

学校歯科口腔保健推進事業委託業務

## 2 目的

学校保健安全法に基づき、大学を除く各学校には歯科健康診断や歯科保健指導、歯科保健教育等を担う学校歯科医が配置されている。しかしながら、同法において義務付けられているのは歯科健康診断に限られており、歯科保健指導及び歯科保健教育は必ずしも十分に実施されているとは言い難い。

さらに、学校現場においては教育課程や時間的制約等により、歯科保健に関する指導・教育の機会を十分に確保することが難しい状況にある。このため、生徒（本事業では高等学校における生徒をメインターゲットとする）が自らの口腔の状態や適切な口腔管理について学ぶ機会は十分とはいえず、セルフケア能力の形成や歯科保健行動の定着に課題がある。

生徒における歯科保健に関する知識及び行動の習得は、生涯にわたる口腔の健康の保持増進を図る上で重要な基盤である。

本事業は、こうした状況を踏まえ、従来の知識提供中心の歯科保健教育からの転換を図り、生徒が自らの口腔の状態を把握し課題を認識した上で主体的に行動を選択・実践できる力の育成を図るとともに、学校歯科医が活用できる教材を作成し、学校教育活動の中に位置づけた継続的な歯科保健の取組を推進することにより、生涯にわたる口腔の健康の保持増進の基盤形成及び「生きる力」の育成に資することを目的とする。

## 3 契約期間

契約日から令和9年2月26日（金）まで

なお、本業務は、企画・設計、教材等作成、校正・印刷、評価・報告等の工程に分けて実施するものとし、詳細な工程は受託者から提出される実施計画書に基づき、委託者と協議の上確定する。

## 4 業務内容

本業務は、既存の歯科保健教材等を参考としつつ、長野県の実情に即した形で内容を整理・再構成し、高等学校における主体的な学びと行動変容を支援する教材等を作成・活用することを想定している。

本業務は、歯科保健教材および学校歯科医等が活用可能な指導案等を作成することを主たる内容とし、第10に定める成果物として具体化されていることをもって履行したものとする。業務の履行にあたっては以下の(1)～(4)を遵守すること。

### (1) 生徒の主体的な気づきを促す取組

口腔の健康に関する観点から、生徒が自らの状態を把握し、振り返る取組を取り入れること。内容については、例えば、歯や歯肉の状態、日常の口腔ケアに関する状況等を題材とするなど、生徒の実態に応じて柔軟に構成すること。

### (2) 気づきを深めるための知識提供

知識の提供は、自己の状況を振り返った上で理解を深めるための手段として位置づけるものとし、一方的な情報伝達に終始しないこと。生徒が自ら判断・選択し、行動につなげることができるよう、日常生活と関連づけた内容とすること。

### (3) 自己解決力の育成

生徒が自らの口腔の状態や生活習慣について考え、改善に向けた行動を主体的に選択・実践する力を育成すること。取組内容については、例えば、日常生活におけるセルフケアの工夫、生活習慣の見直し、専門機関の活用に関する考察等を題材とするなど、生徒の実態に応じて柔軟に設定すること。あわせて、自ら考えた行動を実行しようとする意欲や、できたことを肯定的に評価する機会を設けるなど、自己効力感の醸成に配慮すること。

### (4) 教育の三つの側面を踏まえた内容設計及び学校保健計画等との整合

「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」の三つの側面を意識した内容構成とし、生徒の具体的な行動変容につながる取

組とすること。また、学校保健計画等との整合を図り、単発的な取組にとどまらず、継続的な歯科保健活動として活用できるよう配慮すること。

## **5. 実施方法**

### **(1) 実施体制**

本事業は、委託者の指示の下、受託事業者が教材等の作成、指導案の作成、実施支援等を行うものとする。受託事業者は、本業務全体を統括する業務責任者を配置し、委託者との窓口として業務の進行管理および品質管理を行うこと。実施にあたっては、受託者の責任において学校歯科医、学校保健関係者等と連携を図ること。

### **(2) 成果品の形態**

学校の実情および生徒の発達段階に配慮し、授業、特別活動等の時間を活用して活用でき、かつ、生徒が主体的に参加できるよう、振り返りや共有を取り入れたものとする。

### **(3) 実施計画書**

受託事業者は、契約締結後 14 日以内に実施計画書を作成し、委託者に提出すること。

実施計画書には、少なくとも以下を含めること。

- ・ 工程表
- ・ 実施体制
- ・ 作成方針

また、受託者は、委託者から要求があった場合は速やかに進捗状況を報告するものとする。

### **(4) 評価・報告**

評価の方法については、教材の普及状況を把握する観点から、例えば教材へのアクセス数、閲覧状況等の客観的に把握可能な指標を用いることを基本とし、受託事業者の提案により適切な方法を設定すること。

また、必要に応じて、学校における活用意向等について簡易な方法により把

握することができるものとする。

なお、生徒における具体的な行動変容等のアウトカムの把握については、今後の活用状況を踏まえ、次年度以降に実施することを想定する（本委託業務とは独立して、別途委託業者を選定し実施する）。

## 6 期待される効果

- ・生徒が自らの口腔の状態を理解し、主体的に健康管理を行う意識が向上する。
- ・歯科保健に関する理解が、日常生活における具体的な行動として定着する。
- ・自ら考え、選択し、実行する経験を通じて、自己解決力および自己効力感が高まる。
- ・学校における歯科保健活動が健康づくりを重視した取組として定着し、生徒の「生きる力」の育成に寄与する。

## 7 印刷部数

本事業において活用する教材等については、長野県内の学校における活用を想定し、必要部数を作成すること。

教材（校内掲示物及び指導案）の印刷部数は 500 部程度を想定するが、最終的な印刷部数は協議の上決定する。

## 8 取材・情報収集について

教材等の作成又は改訂にあたっては、既存の歯科保健教材の内容を踏まえつつ、長野県内の学校や歯科保健体制等の実情に即した内容とするため、必要に応じて取材・情報収集を行うこと。

- （１）取材・情報収集に係る業務（取材対象の検討、関係者への確認、日程調整、写真資料の収集、使用許諾等）は、受注者の責任において行うこと。
- （２）委託者は、受注者の求めに応じ、可能な範囲で協力を行うものとする。
- （３）取材・情報収集に係る費用については、受注者の負担とする。

## 9 紙面デザイン、校正等の方法について

成果品の作成にあたっては、生徒が内容を理解し、自ら考え、行動につなげやすいことを重視し、学校現場での活用を前提とした構成及びデザインとすること。

- (1) 写真の作成・編集、文章の作成、紙面デザイン・レイアウト、図表等の作成は受注者が行うこと。
- (2) 紙面デザイン・レイアウトについては、委託者と協議の上決定し、必要に応じて修正を行うこと。
- (3) 校正及び色校正を行い、委託者の指示に基づき、印刷を完了すること。
- (4) 使用するフォント等については、事前に委託者と協議の上決定すること。

## 10 納品・スケジュール

受託事業者は、本仕様書に基づき、少なくとも次の成果物を作成し、委託者に提出すること。

- (1) 教材及び指導案
  - ・校内掲示物（ポスター等）
  - ・指導案（学校歯科医・教職員向け）
  - ・校内掲示物、指導案の編集可能データ
  - ・関連データ（動画、写真、テキスト等、教材として作成したものに  
応じて提出）
- (2) 評価・報告
  - ・5（4）で作成した評価報告資料
- (3) その他委託者の方で必要と認めた書類等

[納入期限] 令和9年2月26日(金)午後5時

[納品場所] 長野県庁健康増進課

[その他] 納入の際は成果物に不良品がないか、委託者の検査を受けること。  
インク汚れ、などがある場合は、対象部数分を再度、刷り直すこと。  
また、最終のデータをCD等の媒体で納品すること。

## 11 独自提案

本業務の目的達成に資すると考えられる上記各項目以外の独自提案も可とする。ただし、当該提案の実施可否、実施時期等については、委託者と受託者が協議の上、決定する。

## 12 業務の再委託

受託者は、受託事業の全部又は一部を第三者に委託することはできない。ただし、部分的な業務についてあらかじめ委託者の承諾を得たときは、第三者に委託することができるものとする。

## 13 個人情報の取扱い

受託者が業務を行うにあたり取得した個人情報の取扱いについては、十分に注意し、流出・損失を生じさせないこと。成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

## 14 守秘義務

受託者は、業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は事故の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。

## 15 特記事項

- （１）本業務により作成した成果物及び新たに撮影した画像の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、委託者に帰属するものとする。
- （２）完成した成果物及び関連素材データは、委託者が二次利用可能とし長野県公式ホームページ等でも活用できるものとする。
- （３）印刷の仕上がりは正確かつ鮮明であること。

## 16 留意事項

- （１）本業務に当たり、図表やデータ、画像等を使用する場合はその著作権・

使用権等の権利を侵害しないよう適切な措置をとること。使用する写真の被写体が人物の場合は、肖像権の侵害が生じないよう適切な措置をとること。なお、これらを怠ったことにより権利を侵害したときは、受注者はその一切の責任を負うこと。

- (2) 本業務の処理上知り得た秘密を、他人に漏らしてはならない。
- (3) 本業務の見積期間中に生じた疑義や質問は担当課に申し出ること。
- (4) 決定した場合は、速やかに担当課と協議に入り、仕様に基づいて誠実に業務を履行すること。
- (5) 本業務の実施に当たり、委託者から別途指示があった場合は、可能な限り対応すること。

## 17 問い合わせ先

長野県健康福祉部健康増進課

〒380-8570

長野県長野市南長野幅下 6 9 2 ー 2

電話番号：026-235-7112

ファックス：026-235-7170

メール：kenko-zoshin@pref.nagano.lg.jp